

企画競争説明書

業務名称：コロンビア国インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト

調達管理番号：23a00443

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月16日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月16日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コロンビア国インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2027年10月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年11月 ～ 2025年10月

第2期：2025年11月 ～ 2027年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Nomura.Naoyuki@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 8月 22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 8月 23日 12時
3	質問への回答	2023年 8月 28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 9月 8日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 9月 20日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内

	(申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「コロンビア国インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 21a00631)の受注者(株式会社奇兵隊)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023

年3月24日版) 」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 5) の経費と6) ~ 7) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

3) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙 4 の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第 1 位と第 2 位

以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙4「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	OVOPコロンビア研修コース及び地域ブランディング研修プログラムにマーケット・イン等の考えが効果的に盛り込まれる活動について。また現地傭人の活用方法についても提案すること。	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2-1 プロジェクトの活動に関する業務 1) 既存のOVOPコロンビア研修コース内容の見直し、内容更新、改定、 3) 地域ブランディングにかかる基本文書の策定
2	現地傭人(組織強化)を活用し、C/Pの主体性醸成、SENA中央と地	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2-1 プロジェクトの活動に関する業務

	方政府の円滑な意思疎通を高めるための支援体制	5) 地域ブランディングにかかるパイロット活動、 6) パイロット活動を検証、 12) 実施者・団体のための組織的支援の仕組みを設計
3	本邦研修のテーマ、時期、実施地域及び本邦側主要受入れ機関	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2-2 本邦研修・招へい

プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ①特殊備人費（一般業務費）での備上（主に個人）。
- ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」

に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を
発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として合同調整委員
会（以下、「JCC」）を設置し、プロジェクトダイレクターをSENAの総局長、プロジェクト
マネージャーを職業訓練課の課長、プロジェクトサブマネージャーを国際協力課の課長
が務めることで合意している。また、プロジェクトマネージャーがチームリーダーとな
りプロジェクトの進捗確認を行う体制が整っている。活動については、C/Pが主体性を持
って運営・モニタリングできることを前提に、コンサルタントチームは適切にプロジェ
クト全体の活動を計画・監理することが求められる。

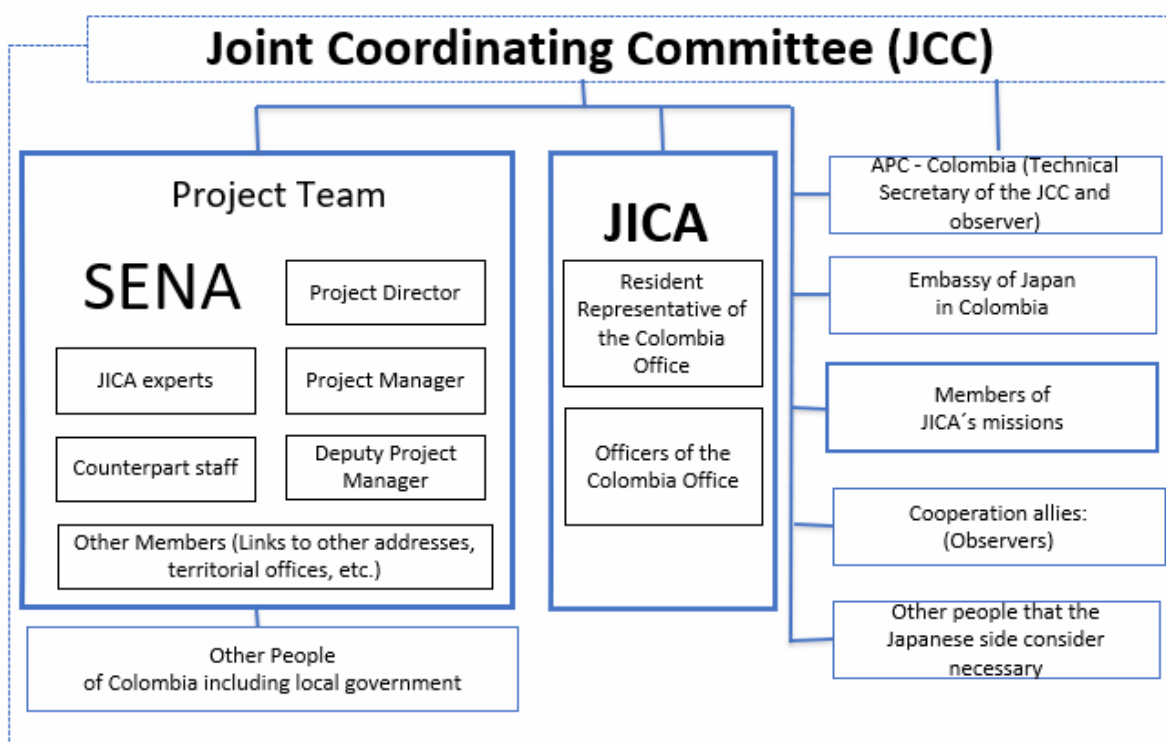


図1. 実施体制図

(2) SENAの既存の研修プログラム及び研修コース

SENAは研修プログラムとして、SENNOVA : SENA Investigación, Innovación y Sistema de Desarrollo Técnica (研究、革新、技術開発プログラム)、AgroSENA (農業生産プログラム)、SER : SENA Emprende Rural (農村起業プログラム)、CampeSENA (農家基本プログラム) の4つの農村開発にかかるプログラムを提供している。SERプログラムは農村の起業を支援するプログラムあることから、SENAにおけるOVOPコロンビアの位置づけに関してSERとの調整が検討されていたが、SERは個人の企業やビジネス強化を目指す内容であることから、OVOPについては別研修コースとして確立された。他方で、OVOP研修コース修了後のフォローアップとしてSERへの接続や、SERが運営している起業基金へのアクセス支援等との連携が期待される。また、AgroSENA等をOVOP研修コース修了後に受講することで必要な技術支援を提供する、としている。

上記4つのプログラムやOVOP研修コース以外にも、SENAは4,000を超える研修コース(対面、オンライン)を提供している。既存のコースには企業経営、会計、ファイナンス戦略等のビジネス支援に係るコース、農業技術、農産物加工技術、民芸品作成技術、観光、ホテル、飲食業等の技術に係るコースがあり、サービス、農業、DX、教育、健康、電気、建築等、セクター別に様々なコースが存在している。様々な農村開発にかかるプログラムやコースがあるため、OVOPコロンビア研修ケース及び地域ブランディング研修プログラムの特徴やすみ分けを明確にしながら事業を進める必要がある。

(3) OVOPコロンビア研修コースの見直し・更新・改定

SENAが提供しているOVOPコロンビア研修コースの正式名称については、ORIENTACION EN LA METODOLOGIA ONE VILLAGE ONE PRODUCT- OVOP COLOMBIA「一村一品手法ガイダンス- OVOPコロンビア(対面授業)」(SENAコード番号: 41311577、60時間、研修講師用)、DESARROLLO LOCAL INCLUYENTE BAJO EL ENFOQUE MI PUEBLO, MI PRODUCTO, MI ORGULLO「私の村、私の商品、私の誇りアプローチに基づくインクルーシブな地域開発(対面授業)」(SENAコード番号: 42110158、96時間、実施者・団体向け(一般の受講者))である。当初、実施者・団体向けに関しては、240時間のコース設計だったが、コミュニティの受講者にとって240時間は長時間で負担が大きいとの意見があったため、96時間となった。その際に一品(産品やサービス)の選定後のマーケティング等に関わる部分が大幅に割愛されたため、その部分の対応についてはSENAの既存の研修コースと接続し、補強することとなった。この点について、一部の研修講師のためのトレーナー(SENA内でOVOPを理解し、OVOPコロンビアを第三者に説明することができる研修講師を育成する立場にある講師)からOVOPコロンビア研修コースのアドバンスコースの策定の可能性についての話も挙がった。

また、研修講師のためのトレーナーに対する聞き取りにおいて、コース内の地域資源調

査後のアイデア出し（地域資源→商品・サービス）にかかる割当時間が足りない、産品選定の際に行われるバリューチェーン分析の作業が複雑すぎるため、簡易化や他の方法での選定を検討した方が良いという意見があった。サービス向上・産品の商品力強化に関しては、SENAの既存のプログラム、コース、コロンビア民芸品公社、商工会議所、県庁などが行っている。ただし、商品開発や生産、販売活動を行ううえで、顧客のニーズよりも生産者側の都合（生産者が良いと思うものを作る、作ったものを売る、作った物は品質がいい）という「プロダクトアウト」の考え方が主流で、顧客が欲しいもの作るといった「マーケットイン」の考え方が不足している。

上述の点を考慮しながら、OVOPコロンビア研修コースの全体の見直し、内容の更新、改定をすることが重要である。

（４）OVOPと地域ブランド

一村一品（OVOP）運動の本質としては、モノでもサービスでも何か誇れるものが一つ見つければ良いが、一村（地域）につき一品（特産品）をPR・販売するというイメージが定着している。地域の農産物、特産品といったモノだけでなく、歴史、文化、自然、暮らし、生活する人々の魅力をサービスとして、または付加価値として捉え、それらを組み合わせて総合的かつ効果的に発信することにより、地域の魅力を最大化するという考えが、現在のOVOP及び地域ブランドの考え方である。OVOPの主役はモノだけではなく、その地域に存在するコト、さらにはヒトであることを理解することが重要である。なお、従来の一村一品運動は「町」や「村」といった一行政単位で行っているものであったが、現在は州・県・市町村、観光課・農業振興課・生涯学習課など様々な行政及びセクターレベルで取組みが行われている。コロンビアにおけるOVOP及び地域ブランドはSENA中央と地方政府の連携を目指す、「町」や「村」や「農業振興課」といった一行政・一セクター単位での取組みならないように留意する。



図2. 地域ブランド

（５）国際協力庁（APC）との連携

成果3において、援助窓口機関であるAPCが三角協力に興味を示しているため、本事業の情報発信や意見交換を定期的に行うこと。現時点では、具体的な内容は検討されていないが、コロンビアのSENAが提供するサービス（訓練や研修全般）を中南米・カリブ海諸国において共有したいという意向がある。

（6）地方統一選挙

2023年10月に地方統一選挙が実施される。2022年に左派のペトロ政権となって初めての選挙になるため、ペトロ政権の動向にも注視が必要である。特に安全対策として、渡航が厳しいと判断される場合は、ローカル人材や遠隔媒体（ZoomやTeams等ビデオ通話ができる媒体）の活用を検討してください。また、ペトロ政権の掲げる国家開発計画の内容と地方政府が掲げる政策の整合性についても精査する必要がある。

（7）先行事業の活動振り返り、現状把握の調査、対象サイト選定

先行事業「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」、「インクルーシブな地域開発のための地域ブランディング（個別専門家）」終了から、本事業の開始まで1年半以上の期間が空いている。そのため、事業開始後にSENA中央における人員配置、OVOPコロンビア研修コースの実施状況、研修講師の活動状況等について関係者より聞き取りを行い、現状調査を行うこと。本事業の開始後の現状調査を踏まえて、柔軟に活動の方向性をSENA中央と検討することとする。

また、パイロット活動を行う対象サイトの選定においては、コロンビア政府による反政府武装勢力との和平交渉の動向や各地の治安状況を確認しつつ、対象地域に関する事前の安全確認を行い、当該地域における事業展開が反政府武装勢力等に敵視されるリスクがないか、事業関係者が攻撃対象となるリスクがないかを事前にJICAコロンビア支所、本部とともに確認・検討し、決定することとする。

（8）OVOPコロンビア研修コース卒業生・修了生の活動実施者・実施団体の現状確認

実施者・実施団体は市、町、村の規模における個人と団体を想定している。コロナ禍の影響により、直接実施者・団体、SENA地域事務所・センターへのJICA関係者の訪問に制約があったため、先行技プロの12実施者・団体の状況が把握しきれていない（図3）。①クリーン・プロダクト（Cundinamarca県Susa市）、②パイパのチーズ（Boyacá県Paipa市）、③キンディオの道フェスティバル（Quindío県Pijao市、Filandia市、La Virginia市）、⑨ティエラデントロ民族観光（Cauca県Tierradentro市）に関しては、JICAコロンビア支所による訪問や実施者・団体のフェイスブック（FB）ページより、活動が実施されていることが確認できているが、詳細情報まで把握しきれていない。SENA中央は、研修を受けた人数は把握しているが、実際に研修を受けた卒業生・修了生の動向までは追っていない（業務範囲外）ため、各SENA地域事務所・センターへの訪問、オンライン会議を通

じて情報収集する必要がある。



図3. 先行技プロにおける12実施者・実施団体の概要

(9) SENAの正規職員、契約職員の契約更新

SENAの契約職員の契約期間は1年間で、契約更新スケジュールは一般的に毎年12月中旬契約終了、新規契約開始は最短で1月中旬となるため、この時期のSENAとの業務については極端に減少する。1月中旬から契約更新を済ませた契約職員や新規の契約職員が勤務を開始するのは、2月からであり、約3分の1の契約職員が入れ替わる。本事業に関係する正規職員担当者の異動も同時期に実施されるため、人事異動の情報に注視しながら、C/Pに異動の可能性がある場合は、活動が後任に引き継がれるような工夫をする。また、SENA中央の職業訓練課担当者だけでなく、日頃から課全体に事業の進捗を共有することが大切である。

(10) ジェンダー・青少年に関する課題

ペトロ政権となって、平等で差別のない国づくりのため、女性、子ども、青年、若者、障がい者等に焦点が当てられているため、SENAにとってもジェンダー・青少年分野はインクルーシブな人材育成研修を提供していく上で、より重要な分野となった。コンサルタントはC/Pとこの点について議論を重ね、必要に応じて本事業のPDMの指標の追加及び修正提案、POへの反映提案を行う。

(11) 課題別研修への参加に係る人選の助言と研修参加後のフォローアップ

JICAが実施する課題別研修「地域振興にむけた地域ブランディング」へ本事業関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。研修参加にあたっては、JICAコロンビア支所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行うこと。また、参加する研修員が本事業の直接的な関係者の場合、インセプションレポートやアク

シヨンプラン作成時には、研修員への助言を行うことを推奨する。なお、参加人数については適宜、経済開発部と相談する。

また、既に参加したSENAの帰国研修員に関しては、アクションプランのフォローをする等、本事業との連携を図る。

(12) 実施中技術協力プロジェクト

「平和構築に資する包摂性を確保した農業農村開発事業強化プロジェクト」案件との案件C/P機関の農村開発機構（ADR）や日本人専門家と、地域開発関連案件として緩やかな連携を図る。ADRと協議等は未実施なものの、本事業の推進にあたっては右プロジェクトとも積極的な情報交換や知見の共有を行うこと。また、アルゼンチン「一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」案件のC/P機関である社会開発省（MDS）やコンサルタントチームが、第三国研修として、コロンビアに二度（2022年8月、2023年月）訪問している。既に、SENAとMDS間での情報交換が行われているが、継続して連携を図る。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2-1 プロジェクトの活動に関する業務

【第1期：2023年11月上旬～2025年10月下旬】

(1) 成果1に関わる活動

1) 既存のOVOPコロンビア研修コース内容の見直し、内容更新、改定

現在、SENAが提供しているOVOPコロンビア研修コース①実施者・団体向けコース（対面実施、96時間）、②研修講師養成コース（対面実施、60時間）、③OVOPコロンビア研修講師養成コース（オンライン、60時間）の実施状況（実施地域、回数、内容等）を確認する。また、SENA研修講師のためのトレーナー、SENA研修講師、OVOPコース受講生・修了生への聞き込みをとおして、SENA中央の実務者グループとともにコース内容の見直し、改善をする¹。同時に現在、SENAが提供している4つの農村開発にかかるプログラム及び既存の各研修コースの実施状況について取りまとめる。また、既存の各研修コースの中で、OVOPコロンビア研修コースの親和性の高いコース（マーケティング、ビジネス初級、会計、等）の洗い出しを行う。

2) 改善されたOVOPコロンビア研修コースの提供、共有

SENA中央の実務者グループとともに改善を行った同コースをSENA研修講師のためのトレーナーに共有する。その後、改善された同コースを実施者・団体、研修講師に提供する。OVOPコロンビア研修コースの存在自体はSENA内部（中央及び地方）では認知されているが、その内容については必ずしも深く理解されているわけではないため、OVOPコロンビアの全国展開に向け、改善されたOVOPコロンビア研修コースの実施状況等を積極的にニュースレター、SNS等で発信し、知名度アップ、内容や活動への理解度を深めること。

¹マーケット・イン等の考えが効果的に盛り込まれたコース内容になるように、プロポーザルで提案してください。

また、現地傭人の活用も提案してください。

(2) 成果2に関わる活動

3) 地域ブランディングにかかる基本文書の策定

SENA中央の実務者グループとともに、地域ブランディング研修プログラムにかかるパイロット活動のための基本文書²を策定する³。同基本文書は現在、以下の表のとおり、6章からなる構成だが、既にコロンビア国内で実践されている地域ブランディングにかかる活動事例（Quindío県等）を加え、完成させる。

第一章	地域開発から地域ブランディング
第二章	日本における地域ブランドの事例
第三章	地域ブランドについて
第四章	地理的空間ブランディング
第五章	地域産品ブランディング
第六章	地域ブランディング展開のための地方政府との連携

表1. 地域ブランディング研修プログラムの基本構成

4) 地域ブランディング研修プログラムの活動計画の設定

作成された基本文書に則り、対象サイトでの試行に向け、地域ブランディング研修プログラムの活動方針・計画をSENA中央の実務者グループとともに決定し、研修マテリアルの準備等を進める。

5) 地域ブランディングにかかるパイロット活動

まずは、対象サイト候補であるHuila県、Caquetá県、Antioquia県、Cauca県、Atlántico県、Nariño県のSENA地域事務所・センター及び地方政府関係者のOVOP及び地域ブランディングにかかる活動の現状確認を行ったうえで、前述の活動4)の活動方針・計画に則りパイロット活動を行う。地域ブランディングにかかる活動はSENAだけで行うものではなく、対象サイトの地方政府との協働が予定されているため、地方政府の主体性を確認のうえ⁴、パイロット活動を進めること。なお、2023年10月に地方政府の選挙が予定されており、2024年から地方政府の首長は新しくなり、それに伴い職員の異動の可能性がある。政権交代の影響をみつつ、対象サイトは適宜見直すこと。

6) パイロット活動を検証

SENA地域事務所・センター及び地方政府関係者とパイロット活動の振り返りを実施する⁵。対象サイトでのパイロット活動での気づきや教訓を基に、SENA中央の実務者グループとともに地域ブランディングにかかる基本文書の改訂を行い、地域ブランディング研修プログラムの活動方針・計画を立て直す。

² 基本文書案は配布資料参照。

³ マーケット・インの考えが効果的に盛り込まれるプログラム内容になるように、プロポーザルで提案してください。また、現地傭人の活用も提案してください。

⁴ 現地傭人を活用して、C/P、地方政府の主体性醸成、SENAと地方政府の円滑な意思疎通を高めるための支援体制について、プロポーザルで提案してください。

⁵ 現地傭人を活用して、SENAと地方政府の円滑な意思疎通を高めるための連携体制について、プロポーザルで提案してください。

(3) 成果3に関わる活動

7) 成果の共有

OVOPコロンビア及び地域ブランディングにかかる活動の経験をコロンビア国内関係者、アルゼンチン、パラグアイ、中南米諸国に対して、C/P機関と共にオンラインセミナーを通して共有する。

【第2期：2025年11月上旬～2027年10月下旬】

(1) 成果1に関わる活動

8) 地域ブランディング研修プログラムの提供

前述の活動6)の地域ブランディング研修プログラムをSENA研修講師のためのトレーナーに共有する。その後、同コースを実施者・団体に提供、研修講師に共有する。同コースはSENA内部(中央及び地方)では認知されていないため、更なる展開に向け、同コースの実施状況等を積極的にニュースレター、SNS等で発信し、知名度向上、内容や活動への理解度を深めること。

9) 地域ブランディング研修プログラム改訂及び共有

SENA中央の実務者グループ、SENAの研修講師、地方政府関係者とともに前述の活動8)の結果を受け、地域ブランディング研修プログラムを改訂・完成させ、関係者に共有する。

10) OVOPコロンビア研修コース、地域ブランディング研修プログラムの実施支援

SENAの研修講師が両コースを受講者に提供するうえで、OJT方式でサポートを行う。

11) 卒業生・修了生に対するフォローアップとモニタリングのための仕組み

SENAは他の教育機関と同様に学生数、受講者数については把握しているが、卒業生・修了者の進路先やその後の就業状況を追跡・モニタリングすることについて組織としては実施していない。これまで、先行事業では何度かモニタリングシート(Excel)を作成し、SENA地域事務所・センターに記載を依頼してきたが、組織としての通常業務に含まれているわけではなく、属人的な要素が高いため、回収率は低く、モニタリングは非常に難しい。なお、詳細計画策定調査実施時は、卒業生・修了者によるSNSへの発信を元にしたモニタリングの可能性等が議論された。

JICAが実施する課題別研修の一部では、研修終了時にSNSグループを形成することで、修了生による自発的な発信と交流、およびそれを活用した修了生に対する技術的なフォローアップや活動のモニタリングが行われていることから、こうした事例も参考としつつ、SENA地域事務所・センターが適用可能な卒業生・修了生に対するフォローアップ、モニタリングの方法を検討する。

(2) 成果2に関わる活動

12) 実施者・団体のための組織的支援の仕組みを設計

OVOPコロンビア研修コース修了後の実施者・団体に対して、SENAが既存の研修コース、特定の技術支援、起業家資金援助プログラム等の紹介できる仕組みを検討、設計する。また、実施者・団体の活動を促進させるために、地方政府関係者と実施者・団体の意見交換の場を設定する⁶。実施者・団体への支援内容を特定、選択、管理できる

⁶ 地方政府関係者と実施者・団体の円滑な意思疎通を高めるための仕組みについて、プロポーザルで提案してください。

ような仕組みをSENA地域事務所・センターと共に検討する。

13) SENAR研修講師のためのトレーナー養成

地域ブランディング研修プログラムを提供できる研修講師を育成できる研修講師のためのトレーナーを、基本文書に則りSENA中央の実務者グループとともに養成する。

14) 地方政府への情報発信

SENAが技術普及イベント（EDT: Eventos de divulgación tecnológica）を通じて、前出2コースについて地方政府、SENA地域事務所・センターに対して行う説明を支援する。

(3) 成果3に関わる活動

15) OVOPコロンビアと地域ブランディングのまとめ

実施者・団体のレベルでのグッドプラクティス、教訓をまとめた資料を作成する。

16) 成果の共有

成果1～2の活動の教訓や成果を、コロンビア国内関係者、ラテンアメリカ諸国及びカリブ海諸国の地域開発関係者や政府関係者に対して、発信する。また、活動の中で発見したグッドプラクティスを分析し共有する。完成した地域ブランディング研修プログラムについても関係者に説明し、共有する。その機会の一つとして対象地域以外の関係者も広く集めた全国レベルでの経験共有セミナー⁷を1回開催する。また、オンライン開催とすることで、地方、他国からの関係者の参加を促進すること。

2-2 本邦研修・招へい

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	SENA職員
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

以下の業務を行う。⁸

- ①研修日程及びカリキュラムの作成
- ②講師の手配・諸謝金の支払い
- ③見学先・実習先の手配
- ④教材の手配
- ⑤研修場所及び必要機材の手配
- ⑥講義・実習・見学の実施

⁷ 最大500名程度の参加者、Microsoft TeamsやZoom等を活用した約3時間のセミナーを想定しています。

⁸ 本邦研修のテーマ、研修地域、対象機関及び研修内容案、見学先・実習先案について、プロポーザルで提案してください。（期間、回数及び対象人数は本文に記載のとおりです。）

- ⑦アプリケーションフォームの取り付け支援
- ⑧実施機関と調整の上で研修員の役割と人選

2-3 その他

(1) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

(4) ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、2期に分けて業務を実施する。

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	部数	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	日本語 西語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	日本語 西語	電子データ	
(期分けする場合) 業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限（最終期間を除く）	日本語 西語	電子データ	
事業完了報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	3部
		日本語要約	製本、CD-R	2部
		西語	製本、CD-R	2部

- 最終成果品は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地域開発に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙4のプロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／地域開発
- 地域ブランディング／研修監理

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 37.00 人月（本邦研修にかかる定額計上分 1.00 人月を含む）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地域開発）】

- ① 類似業務経験の分野：地域開発に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：コロンビア国及び中南米地域
- ③ 語学能力：西語

【業務従事者：地域ブランディング／研修監理】

- ① 類似業務経験の分野：地域ブランディングに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：コロンビア国及び中南米地域
- ③ 語学能力：英語（西語ができることが望ましい）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件にかかる業務工程は、2023年11月に開始し、2027年10月末までの約4年間の実施を目処とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 37.00 人月（現地：31.00人月、国内6.00人月）

本邦研修（または本邦招へい）を含む場合、以下を追加：「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.0を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／地域開発（2号）
- ② 地域ブランディング／研修監理（4号）

3）渡航回数を目途 全19回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務では現地再委託を想定していないが、活動において現地再委託をする方が効率的なものがあればプロポーザルにて提案すること。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D (2022年3月)
- 一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト事業完了報告書 (2020年2月)
- 基本文書 (Documento Estratégico Construcción de Marca Territorial)
- 事業事前評価表

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

【特記事項】

コロンビアでは、政府と反政府武装勢力の間で紛争が行われています。反政府組織の一つである国民解放軍 (ELN) と政府は、停戦合意を発表しているものの、紛争が各地で起きており、どれだけ合意の実効性があるか不透明であると言えます。政府とELNをはじめとする反政府武装勢力間の紛争の行方についてコロンビア支所を通じて逐次確認してください。外務省危険情報レベル2、3の地域だけでなく、レベル1の地域においてもテロ事案は発生しており、治安リスクは低いとは言えません。最新の治安状況確認に基づく慎重な事業実施可否の検討と、安全対策の徹底が必要です。また、必要に応じてオンラインでの活動を実施するなど、リスクの低減に努めてください。

【基本事項】

- ・「コロンビア国安全対策マニュアル」と「海外安全対策ハンドブック」を読み、安全管理を徹底する。
- ・業務での渡航者は、到着後、支所にて安全対策にかかるブリーフィングを受ける。
- ・コロンビア国内で通話可能な携帯電話を携行し、常に通話可能な状態を保つ。
- ・ボゴタ市の宿泊推奨区：チャピネロ区、ウサケン区、エル・ドラド国際空港周辺。
- ・ID (旅券しかIDがない場合は、その写し) を常に携行する。

【都市内での移動】

- ・信頼できる手配車両または呼出しタクシー、配車アプリを利用する。
- ・路線バスを利用する場合はスリ・盗難に十分注意する。
- ・夜間早朝 (21:00～06:00) の不要不急の外出は控える。

【都市間の長距離移動】

- ・空路移動を原則とする。
- ・選択肢がある場合、21:00～06:00 の発着便の利用は避ける。

- ・ 空港と目的地間は、信頼できる手配車両または空港タクシーを利用する。
【都市間の陸路移動】
- ・ 移動を計画する段階で、支所に最新の安全状況を確認する。
- ・ 夜間早朝（21：00～06：00）の移動は控える。
- ・ バス利用の場合は、都市間直行バスを利用する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

151,852,000円（税抜）

なお、定額計上分 17,668,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	組織強化（地方行政）に係る業務補助員	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2-1 プロジェクトの活動に関する業務	6,600,000円	補助員人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	一般業務費 特殊傭人費

	の備上	5) 地域ブランディングにかかるパイロット活動、6) パイロット活動を検証、 12) 実施者・団体のための組織的支援の仕組みを設計			
2	マーケティングに係る業務補助員の備上	第5条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2-1 プロジェクトの活動に関する業務 1) 既存のOVOPコロンビア研修コース内容の見直し、内容更新、改定、3) 地域ブランディングにかかる基本文書の策定	3,780,000円	補助員人件費、出張旅費(日当・宿泊費)	一般業務費 特殊備人費
3	本邦研修(本邦招へい)にかかる経費		2,788,000円	・受入期間の業務人月1.0人月分の報酬(研修監理、4号を想定)	報酬
			4,500,000円	・直接経費	国内業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒アトランタ⇒ボゴタ

東京⇒ヒューストン⇒ボゴタ

東京⇒ロサンゼルス⇒ボゴタ

東京⇒メキシコシティ⇒ボゴタ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：コロンビア共和国 (コロンビア)

案件名：インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト

Project of Territorial Branding for Inclusive Regional Development

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における地域開発セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

コロンビアでは都市部と地方農村部の経済的格差が深刻な問題となっており⁹、地方農村部では貧困率が47.5% (2019, DANE¹⁰) にも達している。過去、半世紀以上にわたり続いた国内武力紛争も、都市部と地方農村部の経済的格差がその一因とされ、2016年に締結された和平合意においても、格差是正を目指す「総合的農村開発」が主要な項目の一つとして挙げられている。また、コロンビア政府は2017年に「国土集中開発計画 (Programas de Desarrollo con Enfoque Territorial¹¹。以下、「PDET」)」を制定し、2022年8月の政権交代の後も都市部と地方農村部の間の経済的格差是正に取り組んでいる。

コロンビア政府のこうした取り組みに対し、JICAは住民の自発的な創意工夫や地域の文化の尊重を重視する一村一品 (One Village One Product。以下、「OVOP¹²」) 運動の展開を通じて、コロンビアにおける地域開発を支援してきた。2014年から2020年にかけて実施した技術協力プロジェクト「一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト」では、国家企画庁 (Departamento Nacional de Planeación。以下、「DNP」) とともに、OVOPコロンビアの概念の普及、12県の手工芸、観光、食品加工等を選定したOVOP実施者・団体¹³の確立、OVOP全国大会の開催等を支援し、最終的にOVOP推進戦略ペーパーを完成させた。

現在、OVOPコロンビア推進の実施機関は、DNPから、全国に実施拠点を持つ国家職業訓練庁 (Servicio Nacional de Aprendizaje。以下、SENA) へそのすべての権限と機能が移管され、同戦略ペーパーを基にOVOPコロンビア研修コースのモジュール¹⁴の策定と

⁹ コロンビアのジニ係数は54.2% (2020, 世銀)

¹⁰ DANE: DEPARTAMENTO ADMINISTRATIVO NACIONAL DE ESTADÍSTICA (コロンビア国家統計局) [Pobreza monetaria \(dane.gov.co\)](http://pobreza.monetaria.dane.gov.co)

¹¹ コロンビア政府は、武力紛争の影響を最も受けた170市を特定し、その人口や地理的特性に応じて16地域に分類して、都市部と地方農村部の経済的格差是正に、戦略的に取り組んでいる。

¹² 日本の一村一品 (One Village One Product) 運動は、1979年、日本の大分県で生まれた。地域の資源を活かした農産品、特産品や観光資源等がその地域内にとどまらず、域外にも通用するよう、1つの町に1つ以上育てていこうという考えのもとに行政がきっかけを作り、地域の住民が主体となって行う運動である。一村一品運動の3つのコンセプトは「自主自立・創意工夫」、「ローカルにしてグローバル」、「人材育成」である。

¹³ 実施者・団体: SENAや本事業ではイニシアティブと呼んでいる。地域に固有の独創的な産品・サービス・アイデアを通じて、地域開発を推進している地域の組織・組合すなわち活動グループである。

¹⁴ OVOPコロンビア研修コースのモジュール: OVOPコロンビアコース (実施者・団体向け、96時間)、OVOPコロンビア研修講師養成コース (対面授業、60時間)、OVOPコロンビア研修講師養成コース (オンライン、60時間) の3つのコースが存在する。

研修実施¹⁵、研修講師養成、地域ブランディング¹⁶戦略の検討等、OVOP コロンビアの全国普及に向けた活動を進められている。2021年時点では、計9県にて1,000名以上の研修講師が養成され、計10県にて30以上の実施者・団体が活動を行うまでになり、事業対象地域においては自主的な取り組みも始まっている。

OVOP コロンビアの更なる展開に向けては、SENA 中央および地方レベル（SENA 地域事務所（約33カ所）、SENA 地方センター（約117カ所））の実施能力の強化と地方自治体との連携が求められている。また、取り組むべき具体的な課題として、SENA の研修講師の能力強化、研修コースモジュールの改善、関連機関の地域開発にかかる助成制度の有効活用、県及び市町村レベルの関係機関による実施者・団体のニーズに応じた支援の適切な提供等が挙げられている。

本事業では、中央政府と地方政府の連携を図ることにより、中央、県、市町村における OVOP コロンビアの展開に向けた実施体制が強化されることが期待されている。

（2）地域開発・民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対コロンビア共和国国別援助方針（2021年5月）において、重点分野として「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」を掲げている。本事業はその中の「地域開発プログラム」に位置付けられ、主要課題とも合致するものである。また、JICA の課題別事業戦略、グローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の「小規模農家も参加・裨益する包摂的なフード・バリューチェーン（FVC）を構築し、農業・関連産業を振興する。」の方針にも合致する。「持続可能な観光開発」とも親和性があり、本事業を通して、経済面だけでなく、地域のアイデンティティを確保し、地域住民が誇りと生きがいを持つことにつながる。さらに、本事業は SDGs 達成に向けた目標1「貧困をなくそう」とも整合性がある。

（3）他の援助機関の対応

UNDP は 2019 年、2020 年に PDET 支援の一環として、小規模なコミュニティ開発プロジェクトを実施している。また、国連マルチドナー基金執行委員会（El Comité Directivo del Fondo Multidonante de las Naciones Unidas）により、PDET への資金援助も行われている。その他、農村部の生産者を対象にバリューチェーン強化を目的とした「経済的農村開発プロジェクト（El Proyecto Desarrollo Económico Incluyente Rural（DEI Rural）」や生産性、競争に関する「マーケティングプロジェクト（El proyecto Mercado laboral）」が実施された。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、コロンビアの地方農村部において、中央、県、市町村の OVOP コロンビア普及に向けた実施体制を構築することにより、インクルーシブな地域開発の戦略である OVOP コロンビアが地方経済再活性化のために継続的に実施され、もって地域再生のためのコミュニティの社会的結束と自立強化への貢献及び中南米・カリブ諸国においてもインクルーシブな地域開発に寄与するもの。

¹⁵ SEN A の実施する研修はコロンビア人またはコロンビア在住者であれば、希望者は誰でも無料で受講することができる。また、研修の実施に際しては、夜間コースを設けるなど研修機会の拡大に努めている。

¹⁶ 地域ブランディング：前述の OVOP では地場産品を核とする「特産品」中心のブランディング事業としているが、特産品だけではない、文化、地域、自治体全体の魅力化に枠を広げたヒト・モノ・コトに関する活動を「地域ブランディング」としている。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
コロンビア全 32 県及びボゴタ首都特別区
- (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：SENA 中央（職業訓練課）2 名、SENA 地域事務所 33 名、
SENA 地方センター所属の研修講師（契約職員）1,000 名
最終受益者：各実施者・団体
- (4) 総事業費（日本側）
2.10 億円
- (5) 事業実施期間
2023 年 11 月～2027 年 10 月を予定（計 48 カ月）
- (6) 事業実施体制
国家職業訓練庁（SENA）
協力機関：各地方自治体
- (7) 投入（インプット）
- 1) 日本側
 - ① 専門家派遣（合計約 37.0P/M）：
 - チーフアドバイザー／地域開発
 - 地域開発能力強化／研修監理
 - ② 研修員受け入れ：本邦研修
 - ③ 機材供与：事務機器等プロジェクト活動に必要な資機材
 - 2) コロンビア国側
 - ① カウンターパート人員の配置
 - ② プロジェクト事務所及び執務環境（IT 機器、インターネット環境、会議室、他）
 - ③ 専門家及び C/P の移動手段
- (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
コロンビアでは農村開発機構（Agencia de Desarrollo Rural。以下「ADR」）を C/P 機関とした技術協力プロジェクト「平和構築に資する包摂性を確保した農業農村開発事業強化プロジェクト」（2021 年 11 月～2026 年 11 月）を実施中であり、PDET と連携している。PDET の対象地域はコロンビア革命軍（FARC: Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia）による紛争被害の影響を大きく受けた 16 地域としている。また、同プロジェクトの目標である「PDET 対象地域を中心とした紛争影響地域において紛争被害者家族の社会的包摂と持続的な収入向上を含む統合的で自立発展可能な農業農村開発事業が強化され、それを実現するための ADR の事業計画策定及び実施監理能力が強化される。」とも親和性が高いため、知見の共有を検討する。具体的には、PDET の対象地域の住民が SENNA による OVOP コロンビア研修を受講した場合、その

情報を同プロジェクトと ADR に共有し、緩やかな連携を図る。

2) 他援助機関等の援助活動

国連食糧農業機関（FAO）は、土地返還管理特別行政ユニット（URT）、国家農地庁（ANT）、ADR 等とプロジェクトマネジメントに係る協定を結び、コンサルタントや地方技術者を備上して支援にあたっている。ADR とは 2017 年に協定を結び、ADR への能力強化や PDET 対象地域における開発計画の策定支援、農村地域に対する農業生産技術、組織強化、販売等に係る支援を行っている。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業で支援する SENA の研修コースを受講することにより、受益者のくらしが改善し、また、平和構築の観点で受益者の中でも女性、若者、の脆弱層の住民を重視することから、対象地域一部の層だけでなく、地域全体の社会的結束力や地域への愛着が醸成されることが期待される。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<分類理由>

本事業は、詳細計画策定調査にてコロンビアにおいてどのような集団が脆弱な立場に置かれているかを確認したうえで、女性のニーズを踏まえたパイロットプロジェクトの策定と実施により女性の参加確保を目指し、女性と若者の参加率を 50%以上にすることを指標として設定するため。

(10) その他特記事項

支援対象となる地域の選定においては、コロンビア政府による反政府武装勢力との和平交渉の動向や各地の治安状況を確認しつつ、対象地域に関する事前の安全確認やステークホルダー分析等を行い、当該地域における事業展開が反政府武装勢力等に敵視されるリスクがないか、

事業関係者が攻撃対象となるリスクがないかを慎重に確認・検討し、安全管理部に事前に相談をしたうえで事業実施可否を判断することとする。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：コロンビアの平和に貢献する地域再生のためのコミュニティの社会的結束と自立が強化され、中南米・カリブ海諸国においてもインクルーシブな地域開発に貢献する。

指標及び目標値：

1、OVOP コロンビアや地域ブランディングの概念に基づいた協力への促進活動に参加する実施者・団体の人数が 10%増加。

2、中南米・カリブ海諸国において、OVOP コロンビアおよび地域ブランディングに基

づく経験を共有し、地域の発展プロセスに貢献するために行われた活動の数が XX¹⁷。

(2) プロジェクト目標：インクルーシブな地域開発の戦略である OVOP コロンビアがコロンビアの地方経済の再活性化に向けて継続的に実施される。

指標及び目標値：

- 1、SENA が、OVOP や地域ブランディングに関心を持つ中央・県・市町村レベルの機関のいずれか 6 カ所に対し、OVOP 推進機関として体系的に情報提供をする。
- 2、6 以上の地方政府において地域ブランディング戦略に係る活動を実施¹⁸している。
- 3、1 以上の地域ブランディング研修認定制度が地方政府において制定される。
- 4、研修への女性と若者（16～35 歳）の参加率が 50%以上。

(3) 成果

成果 1：各地域の実情・ニーズに合わせ、OVOP コロンビア及び地域ブランディングにかかる研修コースが改善、実施される。

成果 2：地域ブランディングにおける中央、県、市町村の実施体制の確立・連携強化を通して、地域ブランディングモデルの構築及びプロジェクトの実施者・団体に支援が行われる。

成果 3：OVOP コロンビアのコンセプト・方法論や地域ブランディングの経験が中南米・カリブ地域に展開される。

(4) 主な活動

<成果 1に関連する活動>

- 1.1 OVOP コロンビア研修コース（及び地域ブランディング）を見直し、内容の更新、改定をする。
- 1.2 OVOP コロンビア研修コース（及び地域ブランディング研修プログラム）を、SENA が研修講師、地方政府の関係者、地域の活動実施者・団体に提供する。
- 1.3 OVOP コロンビア研修コース（及び地域ブランディング研修プログラム）において、SENA が研修講師、地方政府の関係者、地域の活動実施者・団体を修了認定する。
- 1.4 研修コースのフォローアップとモニタリングのための仕組み作りを行う。

<成果 2に関連する活動>

- 2.1 地域ブランディングにかかるパイロット活動のための基本文書を策定する。
- 2.2 地域ブランディングにかかる活動の方針・計画を設定する。
- 2.3 特定された県・市町村で地域ブランディングにかかるパイロット活動を実施する。
- 2.4 実施された地域ブランディングのパイロット活動を検証する。
- 2.5 実施者・団体のための組織的支援の仕組みを設計する。
- 2.6 実施者・団体の能力強化のための支援内容を特定、選択、管理する。
- 2.7 地域ブランディングにかかる SENNA 研修講師のためのトレーナーを養成する。
- 2.8 SENNA が技術普及イベント（EDT: Eventos de divulgación tecnológica）を通じて、OVOP コロンビア研修コースと地域ブランディングについて地方自治体に普及する。

¹⁷ 活動数に関しては事業終了後、SENAの国際協力課が収集する。数値に関しては本事業後半に決定する。

¹⁸ 地方政府の地域開発に関係する部署や課等が地域ブランディングにかかる活動を1件でも実施していれば、実施とみなす。

＜成果3に関連する活動＞

- 3.1 中南米及びカリブ海諸国へのOVOP コロンビアと地域ブランディングの普及にかかる活動を行う。
- 3.2 OVOP コロンビアと地域ブランディングに関する国際セミナーや会議を実施する。
- 3.3 OVOP コロンビアと地域ブランディングの経験をまとめた資料を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- コロンビアにおいて和平合意の基本6項目の1つである総合的農村開発の方針が維持される。
- C/Pの適切な配置。

(2) 外部条件

＜成果達成のための外部条件＞

- 国内の治安情勢が悪化せず、専門家やC/Pのコロンビア国内外の移動が大きく制限されないこと。

＜プロジェクト目標達成のための外部条件＞

- SENAの研修受講者の活動が、コロンビア政府の政策により阻害されない・頓挫しないこと。

＜上位目標達成のための外部条件＞

- SENAによる研修事業が廃止されないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

技術協力プロジェクト「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」（2014年～2020年）の終了時評価における教訓では、インクルーシブな地域開発を目指して、商品力の強化と社会的包摂・住民参加を活動の二軸とし、一見対立的に見える両者を融合させることで、新たな価値が商品・サービスに与えられたとされている。また、事業対象地域の状況によって地方関係者のコミュニティへの介入の仕組みが異なることから、各地域の特性に合わせた地方支援の仕組みの構築が必要とされている。

技術協力プロジェクト「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2013年～2016年）では、公益法人「OVOP+1」が収益事業として商社機能と製造機能、非収益事業として生産者への技術指導とロジスティクスの提供を担い、生産者と消費者を繋ぐ中間組織として機能することで地場産業を振興するモデルの有効性が確認されている。全国での一村一品事業の展開を行う同プロジェクトでは、OVOP+1のもつそれぞれの機能をイシククリ式アプローチとしてモデル化し、既存の組織が連携して担う形としている。

本事業でも、コロンビアOVOPの全国普及に向け、地域の既存の組織を活用し、商品・サービスの魅力や質を向上させつつ、住民の連携、地域としての発展を主軸とし、各県・市町村の状況、特性に合わせた支援体制を構築することをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、包摂性を確保した農業農村開発事業の推進を通じて対象地域の住民の暮らしの改善や収入向上に資するものであり、SDGs達成に向けた目標1:「貧困をなくそう」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完了3年後 事後評価

共通留意事項

1. 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

7. ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	()	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/地域開発</u>	(34)	(34)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>		
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国・地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
業務管理体制、プレゼンテーション		
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		-
イ) 業務管理体制		8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>地域ブランディング/研修監理</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	

イ) 対象国・地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3